

医政産企発1008第3号  
感感発1008第4号  
令和8年10月8日

一般社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局  
医薬産業振興企画課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に協力いただきたく、貴関係団体の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

## 記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、  
医療機関におかれては、

- ① 抗インフルエンザウイルス薬等について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬等の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。

薬局におかれては、

- ① 抗インフルエンザウイルス薬について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、店舗単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。併せて、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。  
なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。
- ③ 処方された抗インフルエンザウイルス薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合には、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたい。

2. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。

4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

5. 抗インフルエンザウイルス薬を含む、医療用医薬品の供給状況（※）を公表しているため、改めて周知頂きたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「医療用医薬品供給状況報告」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html)

6. インフルエンザウイルス抗原検出キットについては、各製造販売業者における在庫状況（※）を公表していること、周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

7. 対症療法薬については、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関等に周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29794.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html)